

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	中央区
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chuo.lg.jp/kusei/mynumber/index.html

執行機関名 中央区教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中央区就学援助実施要綱(平成24年3月28日23中教学第730号)による就学援助費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第6の項 中央区就学援助実施要綱(平成24年3月28日23中教学第730号)による就学援助費の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	中央区就学援助実施要綱(平成24年3月28日23中教学第730号) 第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、中央区(以下「区」という。)が実施する就学に必要な費用の援助(以下「就学援助」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 就学援助の対象者は、区の区域内に住所を有する者のうち、国公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。以下「学校」という。)に在籍している児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者(以下「保護者」という。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		中央区就学援助実施要綱(平成24年3月28日23中教学第730号)